

岐阜県公報

第 百 六 十 二 号
令 和 二 年 十 二 月 十 五 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地 域 福 祉 課) 五八五
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同) 五八六
指定医療機関の廃止の届出	(同) 五八六
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同) 五八六
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同) 五八六
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 五八七
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身 体 障 害 者 更 生 相 談 所) 五八八

告 示

岐阜県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
赤坂歯科医院	大垣市赤坂町二九六九番地一	令和二・九・一
おつじ内科クリニック	関市下有知五二二六 一	令和二・一〇・一
村上診療所	羽島市竹鼻町狐穴一〇五八番地二	同
はやし耳鼻いんこう科	郡上市八幡町中坪二五二 二	同
白楊会東濃ポブラクリニッケ	多治見市音羽町二丁目二二番地一 二〇一	同
クスリのアオキ上岡本薬局	高山市上岡本町七丁目二二三番地	同

V・drug 稲口薬 関市稲口字柳洞七七三番地一 同

スギ薬局 岐南店 羽島郡岐南町八剣五丁目七番地一 令和 二・一〇・一五

岐阜県告示第四百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社シーユース	東京都中央区東日本橋一丁目一番七号	看護クラーク多治見	多治見市音羽町二丁目二二一	令和 二・一〇・一

合同会社Mfa	多治見市松坂町一丁目三六番地二	訪問看護ステーションてとて	多治見市松坂町一丁目三六番地二	同
---------	-----------------	---------------	-----------------	---

岐阜県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第

四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
赤坂歯科医院	大垣市赤坂町二九六九番地一	令和 二・八・三一
稲口薬局	関市稲口字柳洞七七三番地一	令和 二・九・三〇
スギ薬局 岐南店	羽島郡岐南町八剣二 三六	令和 二・一〇・一四

岐阜県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施設を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名	施設所等の名称	施設所等の所在地又は施術者の住所	変 更 年 月 日
松岡圭一	くらし治療院	土岐市肥田町浅野六二一 三	令和 二・一〇・一五

岐阜県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦

人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称
所在地
指定年月日

株式会社 ほづみ薬局
瑞穂市別府四〇八番地の三
居宅療養管理指導
みずほ薬局
瑞穂市別府堤内三の町七二四一
令和 二・九・一

同
同
介護予防居宅療養管理指導
同
同
同

岐阜県告示第五百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地
サービスの種類
居宅介護事業所等の名称
所在地
指定年月日

医療法人社団 丹菊整形外科
羽島市小熊町島二丁目七八番地一
通所介護
デイサービスセンターたんぎく
旧 羽島市小熊町島二丁目七八番地の一
新 羽島市小熊町島二丁目六四番地
令和 二・六・一四

同
同
通所型サービス（独自）
同
同
同

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和二年十二月十五日
岐阜県知事 古田 肇

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
令和二年十二月十五日
岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五百一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和二年十二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤 務 場 所	指 定 年 月 日
内 科	田所 充伸	各務原にこファミリークリニック 各務原市那加土山町二二二八	令和二・二・三〇
眼 科	小澤 憲司	大垣市民病院	同
外科・リハビリテーション科	加藤 讓司	白楊会東濃ボプ ラクリニツク 多治見市音羽町二二〇一	同
外 科	前田 敏樹	高山赤十字病院	同
内 科	水谷 拓	同	同
循環器内科	香曾我部 泰	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 羽島郡笠松町田代一八五	同
内 科	伊藤 良隆	社会医療法人厚生会多治見市民病院 多治見市前畑町三四三	同
循環器科	三橋 弘嗣	大垣市民病院	同
内 科	寺島 常郎	公立学校共済組合東海中央病院 各務原市蘇原東島町四六二	同
小児科	野田 美香	同	同
泌尿器科	尾崎 由美	同	同
外 科	笹原 正寛	同	同

内 科 岩田 賢司 医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院 大垣市林町六 八五 同

令和二年十二月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社